

## ペット事業者の売買契約書の不当条項が是正されました

本協会は、適格消費者団体として、下記事業者の売買契約書の条項の中に、消費者契約法第8条、第10条により無効になる条項があったことにより、不当条項の使用停止を求めた申入れ（裁判外の差止請求）を行いました。この度、相手方事業者が申入れを受け入れ、不当条項の削除や改善・是正が行われたため、申入れを終了しました。

- 平成24年6月15日 当協会から申入書送付
- 相手方事業者： 有限会社 C o o & R I K U  
埼玉県川口市安行原1381-1

### 1 申入れまでの経緯

- 本協会の「週末電話相談室」に、ペット販売運営事業者、有限会社C o o & R I K Uへの苦情が寄せられました。
- 苦情の内容は、「ペットショップで購入した猫が、購入直後から下痢をした。動物病院の診断結果によると、販売時に寄生虫・細菌に感染していた。動物病院で治療したが、治療費が高額になった。販売時に感染していたなら販売店に治療費を請求したい。しかし契約条項には販売後の病気治療費は買主負担とされ、補償がないのは納得できない」というものです。
- 本協会では、相手方の「ペット売買契約内容」「C o o & R I K Uペット売買契約書」「C o o ちゃん生命保障証券」における各条項について検討したところ、以下のように問題となる条項が判明したので、当該条項の使用停止を求める申入れを行ったものです。

### 2 本協会からの申入れの内容と理由の要旨

- 使用停止を求めた主な条項
  - ① 瑕疵担保責任  
「引渡し完了後に当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合に、甲（以下「売主」という。）は乙（以下「買主」という。）に対し瑕疵担保の責任を負わない。」とする条項
  - ② 返品・交換、返金について  
「契約完了後に、買主は売主に対し如何なる理由があろうと当該ペットの返品・交換、返金を強いる行為はできない。」という条項

### ③ 治療費について

「引渡し完了後に、当該ペットにかかる治療費の全ては買主負担とし、売主に対し治療費の請求を強いることは出来ない。」という条項

□ 使用停止を求めた理由：

① 民法では、ペットの売主は、ペットに「隠れた瑕疵」があった場合、買主に対して損害賠償責任を負います。(民法570条・566条)。また、「隠れた瑕疵」のために買主が契約の目的を達することができないときは、買主は契約を解除することができます(民法570条・566条)。

相手方事業者から購入したペットに「特記事項」に記載されていない病気や障害があったときには、「隠れた瑕疵」にあたります。しかし、相手方事業者の売買契約条項によって、買主は売主に対し、瑕疵担保責任を追及することができなくなり、売主は、瑕疵担保責任の全部が免除されることとなります。

消費者契約法では、「隠れた瑕疵」があった場合、売主の損害賠償責任を全部免除する契約条項は無効です(消費者契約法8条1項5号)。ただし、全部免除の契約条項があっても、瑕疵のないものをもってこれに代える旨の定めがある場合には、全部免除の契約条項は有効となります(消費者契約法8条2項1号)。しかし、「瑕疵のないものをもってこれに代える」とは、当該契約の趣旨・目的に照らし、契約の目的物と同種・同性能でかつ瑕疵のない物を本来の目的物に代えて給付することをいうので、同種・同性能といえるかは、当該消費者契約の趣旨・目的及び取引通念によって決まります。

相手方事業者の売買契約書等によれば、売主は瑕疵担保責任を負わないので、瑕疵担保責任に基づく売主の損害賠償責任は全部免除されることになるので、消費者契約法8条1項5号により無効です。

なお、本件契約書には「特記事項／先天性疾患による保障制度」が所定の場合に代犬猫を提供する旨の定めがありますが、代犬猫の提供を受けることができる場合が限定されています。一般的にペットの売買契約では、ペットの引き渡しを受け、飼育を開始した後は、買主はそのペットに対し愛情を注ぎ、ペットの個性が決定的に重要になるので、同種の目的物の給付が当然に「瑕疵のない代替給付」になるわけではありません。従って、ペットの売買契約においては、消費者契約法8条第2項の適用はありません。

更に、本件契約条項は、売主の瑕疵担保責任を全部免除するものであり、契約の解除も認めないことから、消費者である買主の権利を制限するものであり、消費者の利益を一方的に害するので、消費者契約法10条により無効です。

② 購入したペットに先天的な病気や障害があったときには、買主は売主に対して、民法

の債務不履行責任、または瑕疵担保責任の定めに基づいて契約を解除して、ペットの引取り、代金の返還を求めることができます（民法541条、543条、570条、703条）。本件契約書では、「買主は、売主に対し、如何なる理由があろうと、当該ペットの引取り、代金の返還を強いる行為はできない」としており、買主は、民法の債務不履行責任や瑕疵担保責任の定めに基づき契約の解除及び解除後の原状回復請求ができなくなります。

消費者契約法では、民法等の定めにくらべて消費者の権利を制限し、または、義務を加重する条項で、消費者の利益を一方的に害するものは無効となります（消費者契約法10条）。

本件契約書では、ペットの売買契約の解除及び解除後の不当利得返還請求権の行使、を認めないものであり、消費者の権利を制限し消費者の利益を一方的に害することから、消費者契約法10条により無効です。

③ ペットの引渡し後に当該ペットが病気やけがをした場合には、治療費は当然買主の負担となります。

しかし、ペットが引き渡し前に病気に感染しており、けがをしていた場合は、売主に債務不履行責任または瑕疵担保責任が生じ、買主は、引渡し後に支出した治療費相当額を、売主に対して損害賠償請求することができます（民法415条・570条）。

売主が、ペットの病気やけがを知りつつ販売した場合には、売主に不法行為責任が生じ、買主は、引渡し後に支出した治療費相当額について、売主に損害賠償請求ができます（民法709条）。

ところが、本件契約書では、引渡し完了後の「治療費の全て」を買主の負担としているので、ペットの病気やけがが当該ペットの引き渡し前に生じたものであり、売主が債務不履行責任または瑕疵担保責任、不法行為責任を負うときも、買主は売主に対して治療費相当額の損害賠償請求ができなくなります。

消費者契約法では、売主に故意または重過失による債務不履行に基づく損害賠償責任を一部免除する条項は、無効です（消費者契約法8条1項2号）。

また、売主に故意または重過失による不法行為に基づく損害賠償責任を一部免除する条項は、無効です（消費者契約法8条1項4号）。

更に、民法等の定めにくらべて消費者の権利を制限し、または、義務を加重する条項で、消費者の利益を一方的に害するものは無効となります（消費者契約法10条）。

本件契約書は、治療費相当額についての売主の損害賠償責任を免除するものであり、売主の故意または重過失による債務不履行又は不法行為による損害賠償責任が一部免除されるものです。従って、本件契約書は、消費者契約法8条1項2号又は消費者契約法8条1項4号に違反し無効です。

また、本件契約書では売主が瑕疵担保責任を負うべきときも、買主は売主に治療費相当額の損害賠償請求ができない定めになっており、民法の定めにくらべて、買主の権利を制限するものであり、消費者の利益を一方的に害するため、無効です（消費者契約法10条）。

### 3 相手方事業者の対応

- 相手方は、本協会が使用停止を求めた条項について改定を行うなど、見直しました。
- ① 「引渡し完了後に当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合に、売主は買主に対し瑕疵担保の責任を負わない。」とする条項は削除されました。
- ② 「契約完了後に、買主は売主に対し如何なる理由があろうと当該ペットの返品・交換、返金を強いる行為はできない。」という条項は削除されました。
- ③ 「引渡し完了後に、当該ペットにかかる治療費の全ては買主負担とし、売主に対し治療費の請求を強いることは出来ない。」という条項は削除されました。

相手方事業者は、瑕疵担保責任について、民法の規定に従って債権債務関係が決められると回答しました。本協会より、その旨を契約書に明文化するよう求めましたが、相手方事業者は、売買契約が適用されることが明らかな民法の規定で、ペット売買契約書に明記する必要はないと考え対応しないと回答しました。

### 4 申入れの終了

- 申入れ後、相手方事業者との間で、3年に亘り、書面での交渉（協議）を行いました。相手方事業者は「瑕疵担保の責任を負わない」とする条項は早期段階で削除に応じましたが、治療費については、消費者契約法違反しないという見解でした。本協会より治療費について対応を求めたところ、相手方事業者は、「治療費の規定は、瑕疵担保責任の内容に関してお客様の誤解を生じさせる可能性のある条項のため削除することとする」と回答しました。

その結果、本協会の申入れの趣旨を相手方事業者が受入れ、一定の改善が行われたと評価しました。速やかに「治療費を負わない」旨の条項を削除した契約書に改定して、本協会に送付すること、を要望し、平成27年5月29日、相手方事業者に申入を一区切りする旨の通知を送付しました。

以上